

<2017年度 第1回定例研究会>

子の養育に配慮した社会保険料

講 演：松本 勝明（熊本学園大学社会福祉学部 教授）

日 時：2017年7月12日（水）18時～19時30分

平成29年度第1回定例研究会では、本学社会福祉学部教授である松本 勝明氏によって「子の養育に配慮した社会保険料」というテーマで講演が行われた。

松本教授は研究テーマの一つとして「社会保障の比較研究」をされている。というお話を進められた。当日は7つの項目に沿ってご講演が行われた。社会保障の比較研究では各国の国内法で決めており社会保障はその国々の経済状況で変化しているとのことであった。また、他国で成功した政策がそのまま自国に適用できるわけではないという指摘もされた。ドイツと日本の社会保障制度には相違点と類似点があることとドイツの真似をしても社会保障制度が成功するかどうかわからないというお話をしだった。

1、ドイツ連邦憲法裁判所の事例

次にドイツ連邦憲法裁判所の決定というタイトルで事例が提示された。具体的には10人の子の父親であるオルガン奏者が子を持つ親は自分で費用を負担して将来の介護保険料負担者である子を養育しているので、介護保険に貢献しているという立場である。しかし、子を養育する者がいない者と同様に介護保険料を負担する仕組みは「法の前の平等」に違反するのではないかと主張した。その原告主張に対して反論を述べ「子のいる被保険者は子のいない被保険者よりも有利な取り扱いを受けている」具体的には被保険者の子は、家族被保険者として、保険料を負担することなく保険の対象になっていると主張した。連邦憲法裁判所の決定（2001年4月）はオルガン奏者である原告の主張を認める決定を下した。それは現行の介護保険料に関する規定は憲法に定める「法の前の平等」に反するというものである。これに基づき違憲状態は正のための立法措置を要求して、介護保険法改正をするように議会へ伝えた。

2、ドイツ介護保険の仕組み

当時のドイツ介護保険の仕組みは被用者、年金受給者、失業手当受給者などに加入義務があり皆保険ではなかった。自営業者は加入していない。社会保険による介護保険か民間の介護保険か、もしくは保険に入らないかという選択肢があった。保険料の算定は収入に応じた保険料を支払わなければならなかつた。また、給付は要介護度に応じたものである。部分保険としてのサービスでありすべての介護サービスをこの保険によってできるわけではない。家族が介護する場合は、要介護者に現金給付が行われている。子の養育が制度にもたらすポジティブな効果を評価すると言う視点が重要ではないか。また、介護保険制度を世代間契約に基づくシステムと認定する。一方では保険料負担の公平性を

考慮すれば児童養育期間による配慮が必要ではないかという考え方も可能ではないか。具体的には三歳未満を養育する親は平均賃金に対応する保険料を給付したとみなされるという取り扱いもよいのではないか。子の養育による介護保険の貢献は保険料負担面で評価できると考える。

3、日本の状況について

児童手当の目的は家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するという考え方がある。子供を育てている女性は将来社会に対して貢献しているという考え方もある。子育てしていない女性は社会貢献をしていないのかという議論もあるという。年金では育児休暇を取得するとその間の年金給付の面で他者と比べ不利益になるという考え方を是正する仕組みがあるという。

4、まとめ

ドイツの連邦憲法裁判所の決定は社会保険料についての従来の考え方から重要な変更をもたらすものとして取り上げられたこと。将来の保険料負担者となる子の養育を行う被保険者に対して、給付および保険料負担の両面で公平性の確保の観点からの検討の必要性を明らかにしたことが大きいと感じた。

(研究会報告担当者：柳 政勝)